

第2次矢板市食育推進計画



平成31(2019)年3月

矢板市

【 目 次 】

第1章	計画策定の背景	1
第2章	計画策定の趣旨	2
第3章	計画の位置づけ	3
第4章	計画の期間	3
第5章	矢板市における食育の現状と課題	4
【1】	矢板市食育推進計画の評価	4
（1）	数値目標の評価結果	4
（2）	項目別評価	5
【2】	矢板市における「食」環境の現状と課題	9
（1）	家庭における現状と課題	9
（2）	学校等における現状と課題	11
（3）	地域における現状と課題	11
（4）	安心・安全における現状と課題	13
第6章	基本理念・基本目標の設定	14
第7章	施策の展開	16
【1】	家庭における食育の推進	16
【2】	学校、保育園等における食育の推進	17
【3】	地域における食育の推進	18
【4】	安心・安全における食育の推進	20
第8章	計画の数値目標	22
第9章	参考資料	23

第1章 計画策定の背景

人生に必要な生活の基本を表すものとして「衣食住」という言葉がありますが、中でも「食」は私たちの社会生活を支える最も重要な要素の1つです。健康な身体を保つことはもちろん、健やかな心を育むためにも、「食」は必要不可欠なものと言えるでしょう。

しかし、日本では、急速な経済発展に伴い、生活水準が向上するとともに、食を取り巻く社会環境が大きく変化し、食に関する価値観やライフスタイル等の多様化が進む中で、栄養バランスの乱れや不規則な食事、食に対する意識の低下など、健全な食生活が失われつつあります。

それに加え、食に関する情報が社会に溢れており、私たち自らが正しい情報を適切に選別し活用するといった必要性が高まっています。

また、便利な食生活の中で大量の食品廃棄物が発生している一方で、発展途上国を中心に多くの人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいるといった食糧問題の現状などからも、食についての意識を高め、自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への感謝の気持ちや理解を深めることも求められています。

このようななかで、国は平成17年7月に「食育基本法」を策定し、日本における「食育」の基本理念と方向性が示されました。また翌年の平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、食育の推進に必要な基本事項が具体化されました。

本市においても、食に関する課題は早急に取り組むべきものであると考えられます。基本理念と方向性を定め、市民をはじめ、食育に関わる関係機関等と互いに連携・協力を図りながら食育に関する施策を推進していく必要があります。



第2章 計画策定の趣旨

矢板市では、平成26年3月に「矢板市食育推進計画」を策定し、食育や地産地消の推進に取り組んできました。

家庭、教育機関、地域等と行政が連携し施策を展開した結果、食育や地産地消への関心が高まるなど、一定の成果を上げることができました。

一方で、世帯構造の変化（単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯などの増加）に加え、食に対する価値観やライフスタイルの多様化による食の外部化や簡便化といった食生活の多様化が近年著しいことから、様々な家族の状況や生活環境等に対応した食育の取組が求められています。

そこで、これまでの成果や課題、食を巡る状況社会情勢等を踏まえ、国、県の目指す食育推進の方向性と整合性を図りつつ、関係機関が市民を中心として協力・連携し、食育に関する施策を推進していくための指針として、「第2次矢板市食育推進計画」を策定します。

What's「食育」？

食育とは、人が生きる上での基本であって、毎日健全な食生活を実践するとともに、「食」に関する様々な経験を通して、食の知識と食を選択する力、人とのコミュニケーションなどを学び、自然の恩恵や関係する人々への感謝・理解を深め、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となるものと言えます。

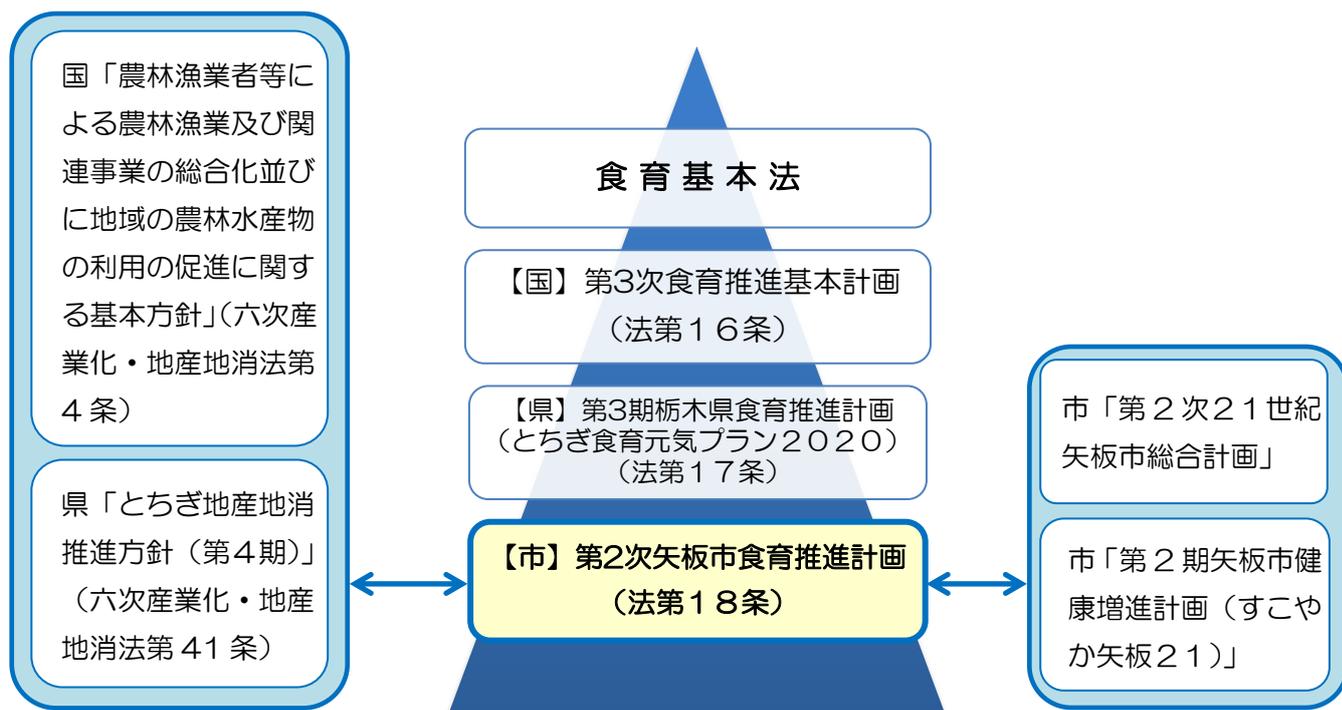
「食育」という言葉は、明治31年（1898年）に石塚左玄が「食物養生法」において、「食能く人を健にし弱にし、食能く人を聖にし暴にし、食能く人を雅にし俗にするのみならず、食能く人の心を軟化して質素静肅に勤勉し、食能く人の心を硬化して華美喧噪に断行するに至る」、また「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の住民は殊に家訓を厳にして躰育智育才育は即ち食育なりと観念せざるや」と、食が人に与える影響は非常に大きいものであり、体育、智育、才育の基本であると記し、その重要性を説きました。また明治36年（1903年）には、村井弦齋が「食道楽」で、「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉のように程や加減を測って配合しなければならぬ。しかし先ず智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と、智育や体育よりも「食育」が大切だと書いています。これらが、「食育」という言葉の使いはじめとされています。

（参考：内閣府 平成18年版食育白書）

第3章 計画の位置づけ

本計画は、国が定める食育基本法第18条「市町村食育推進計画」に位置づけるものとして策定し、国による「第3次食育推進基本計画」、県による「第3期栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン2020）」などの上位計画及び「第2次21世紀矢板市総合計画」、「第2期矢板市健康増進計画（すこやか矢板21）」など関連する計画と整合性を図るものとします。

さらに、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づけ、国による「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」、県による「とちぎ地産地消推進方針（第4期）」との整合性を図るものとします。



第4章 計画の期間

この計画は、平成31(2019)年度から2023年度までの5カ年を計画期間として定めます。

なお、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第5章 矢板市における食育の現状と課題

【1】 矢板市食育推進計画の評価

矢板市食育推進計画（平成 26 年～平成 30 年度）の各数値目標について、計画の最終年度である平成 30 年度にアンケート調査（注 1）を実施し評価を行いました。また、数値目標については、基準年度（H25 年度）と目標年度（H30 年度）の数値を比較し、達成状況について、4 段階で評価しました。

（1）数値目標の評価結果

項 目			平成 25 年度 基 準 値	平成 30 年度 目 標 値	平成 30 年度 実 績 値	達成度
1	一人で朝食を食べ ることがある	(小学生)	17%	15%	29%	▲
		(中学生)	48%	46%	51%	▲
2	一人で夕食を食べ ることがある	(小学生)	12%	10%	18%	▲
		(中学生)	32%	30%	23%	◎
3	朝食を毎日食べて いる	(小学生)	95%	97%	83%	▲
		(中学生)	86%	88%	85%	▲
4	給食を楽しみにし ている	(小学生)	46%	48%	46%	△
		(中学生)	28%	30%	26%	▲
5	農業者、直売所等と連携した矢 板市産食材の給食への使用		0回/月	1回/月	3～8回/月	◎
6	地元農家による小中学生等の 農業体験受け入れ件数		0回/年	2回/年	0回：2校 1回：4校 2回以上：6校	○
7	矢板市の特産品の 認知度	(小学生)	54%	56%	79%	◎
		(中学生)	71%	73%	76%	◎
8	直売所における食品ラベルの 適切な表示割合		98%	100%	100%	◎

【達成度について】

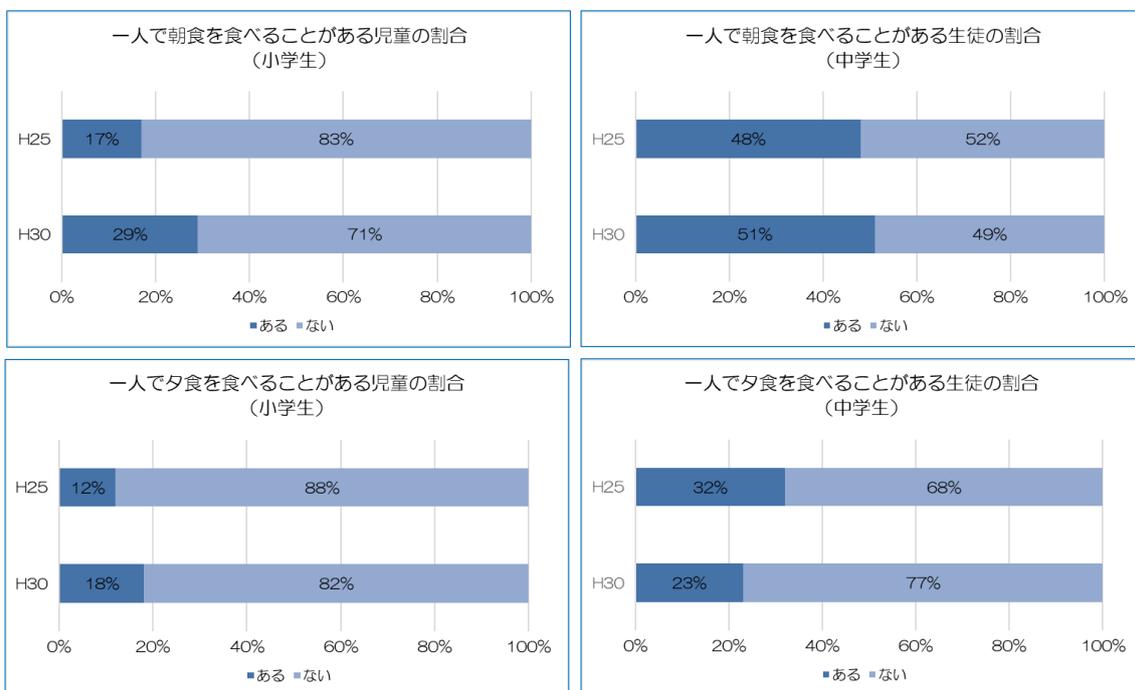
◎：目標を達成した、○：目標には達していないが改善した、△：変化なし、▲：悪化している

注 1) アンケートの実施内容

アンケート名	対 象 者	回収率
生活と食事のアンケート	市内の小学 4 年生 151 名および 中学 2 年生 264 名	95.9%
食育に関するアンケート	市内 5 カ所の給食調理場（学校栄養士）	100%
食育に関するアンケート	市内の小、中学校 計 12 校	100%

(2) 項目別評価

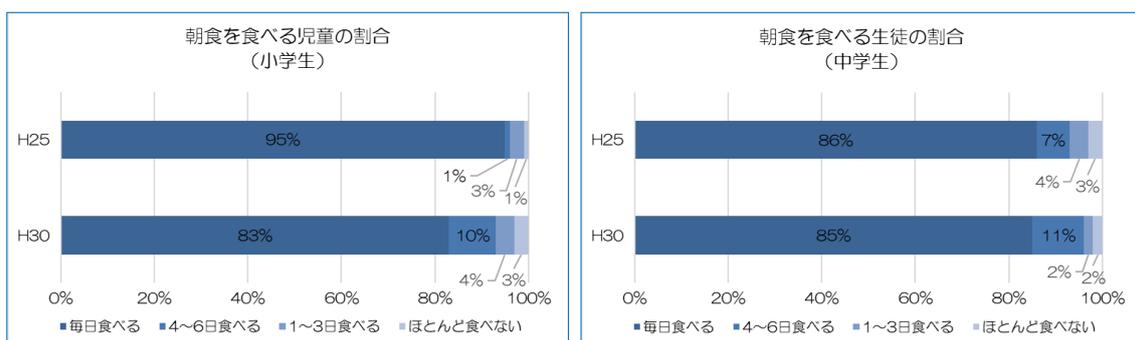
項目1、2) 一人で食事をとることがある児童・生徒の割合(朝・夕)



資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

一人で食事をとることがあると回答した小中学生の割合は、中学生の夕食を除きその割合が増加しています。

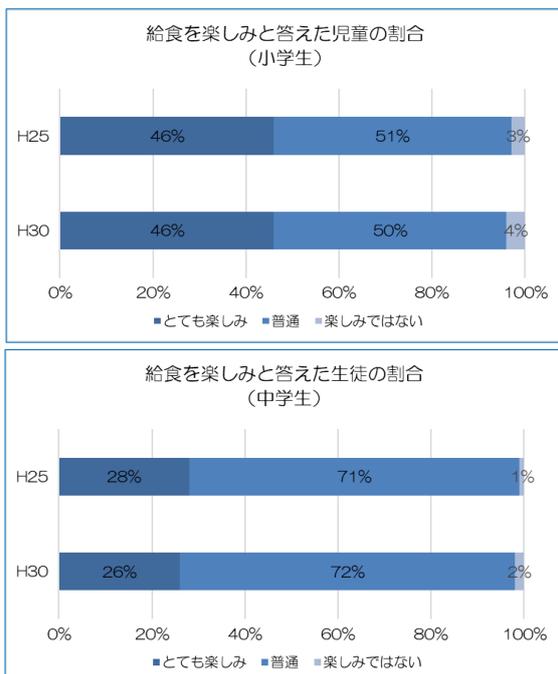
項目3) 朝食を毎日食べている児童・生徒の割合



資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

朝食を毎日食べると回答した児童生徒の割合は、小学生、中学生ともに減少していますが、小学生の方がより大きく減少しています。

項目4) 給食を楽しみにしている児童・生徒の割合



楽しみな理由

- おいしいから
- 友達との食事が楽しみだから
- 毎日のメニューが楽しみだから
- 食べたことのないものが出るから
- お腹が空いているから

楽しみでない理由

- おいしくないから
- 嫌いなものが出るから
- 時間が足りないから
- あまり食べられないから
- クラスで食べるのが嫌だから

(自由回答より抜粋)

資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

給食を楽しみにしている児童生徒の割合に大きな変化はありませんでした。

項目5) 農業者、直売所等と連携した矢板市産食材の給食への使用

矢板市では、学校給食における県産農畜産物の利用拡大を図る目的で実施されている「とちぎの地産地消給食推進事業」を平成29年度に実施し、JAしおのやと連携して、市内5カ所にある学校給食共同調理場へ矢板市産農産物を納入するルートの確立を図りました。

これにより、現在は、学校給食の地産地消献立などに合わせて「矢板市産に限定した農産物」が月3～8回のペースで提供されています。



資料：交流給食風景と地産地消メニュー（平成29年度とちぎの地産地消給食推進事業）

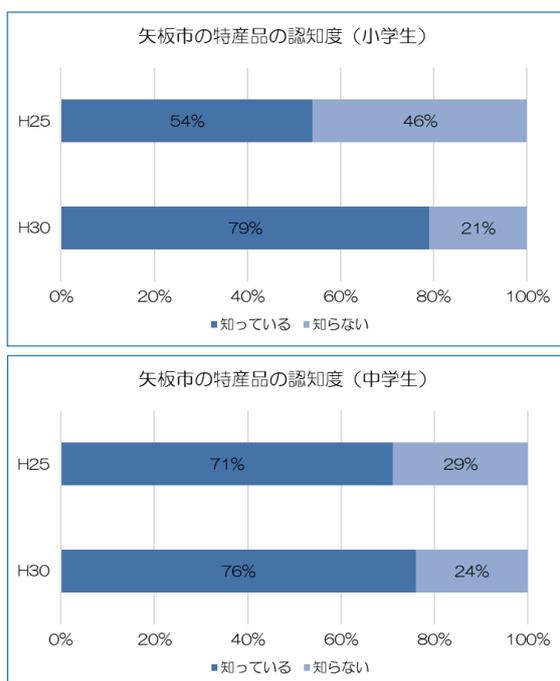
項目6) 地元農家による小中学生等の農業体験受け入れ件数

市内の小中学校の多くで米作りや野菜作りを体験しているほか、農業者の講話を聴く機会を設けるといった、学校ごと特色ある内容で実施されており、地域の生産者との交流が盛んに行われています。



資料：野菜農家による授業風景（ゲストティーチャー）／りんご園の見学・収穫体験

項目7) 矢板市の特産品を理解している児童・生徒の割合



○ 正答例

（農産物）

りんご・いちご・お米・トマト・
しいたけ・とちぎ和牛・ねぎ

（加工品）

あっぷるカレー・かじりん・
りんごジュース

○ 誤答例

かんぴょう・にら・なし・みかん・
ゆば・ぎょうざ

（自由回答より抜粋）

資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

矢板市の特産品の認知度については、小学生、中学生とも上がっています。

ただし、アンケートの回答の中には、「かんぴょう」や「にら」など、県内の特産物であって、矢板市の特産物ではないものが誤答として見受けられました。

項目8) 直売所における食品ラベルの適切な表示割合

食品ラベルの適正表示は、食品表示法に基づくものとして法律の施行に伴い市内直売所等に対し、適宜指導を行ってきました。

これにより、現在、直売所等における食品ラベル表示は、生産者、消費者の双方の観点からもより分かりやすく適正なものとなっています。

食品表示法とは？

これまで、食品表示についての一般的なルールは、目的の異なる3つの法律（食品衛生法、健康増進法、JAS法）で定められており、制度が複雑でわかりにくいものとなっていました。そこで、消費者にも事業者にもわかりやすい制度を目指し、上記3法の食品表示に関する規定を1つにまとめた「食品表示法」が平成27年4月1日に施行されました。

なお、この法律には、猶予期間があり、2020年4月から完全移行となります。

(主な変更点)

・アレルギー表示が変わりました

原則として、個別の原材料や添加物ごとに、アレルゲンを含む旨のアレルギー表示を行うほか、特定加工食品及びその拡大表記が廃止されました。

※ 必ず表示するもの：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生

・加工食品の栄養成分表示が義務化されました

原則として、すべての消費者向けの加工食品及び添加物に、栄養成分表示（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量）が義務付けられました。

(表示例)

名 称	クッキー
原材料名	準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、砂糖、卵、乳又は乳製品を主原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、食塩
内 容 量	12枚(4枚×3パック)
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください。
製造者	〇〇株式会社 △△県〇〇市××

栄養成分表示 1枚当り	
エネルギー	59kcal
たんぱく質	0.8g
脂 質	3.3g
炭水化物	6.5g
食塩相当量	0.05g



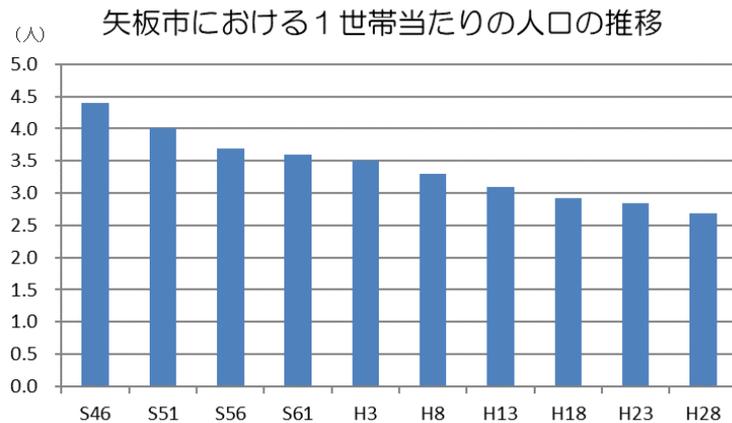
【2】 矢板市における「食」環境の現状と課題

(1) 家庭における現状と課題

① 世帯構造と孤食・欠食

日本では年々「核家族」、「単身世帯」の割合が増加しています。

矢板市においても同様で、近年は、世帯当たりの構成人数の平均が3人を割り込んでいます。



(参考：平成28年度矢板市統計書)

また、ライフスタイルの多様化などの影響もあり、家庭においても一人で食事をする「孤食」の割合も高まっています。特に未成年の子どもにおけるケースが顕著で、項目別評価でも示したように、小学校、中学校と年齢が進むにつれその割合が増加しています。

さらに、項目別評価(項目3)でも示したとおり、「朝食を抜くことがある」と回答した子どもの割合は、小学生、中学生ともに16%前後で、計画策定時の調査結果と比較すると、小学生は約12%の増、中学生は約1%の増となり、特に小学生において、欠食する児童の割合が著しく増加しています。

朝食を食べる日数 (小学生：151名)			
毎日食べている	4～6日食べる	1～3日食べる	ほとんど食べない
126	15	6	4

朝食を抜くことがある児童の割合 = 16.6%

朝食を食べる日数 (中学生：246名)			
毎日食べている	4～6日食べる	1～3日食べる	ほとんど食べない
208	28	6	4

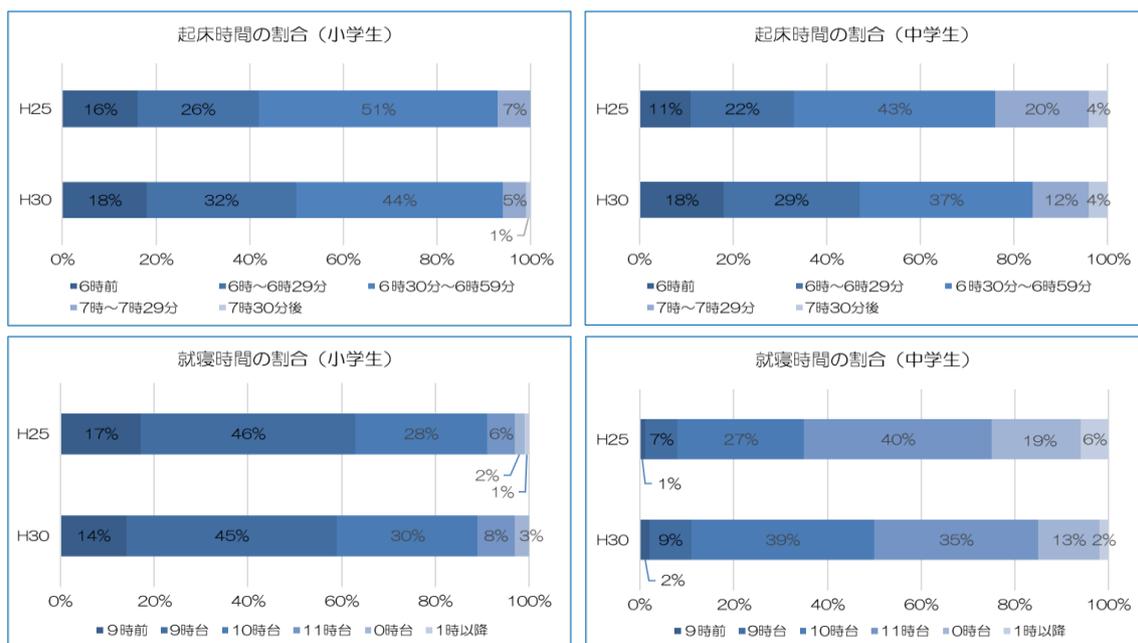
朝食を抜くことがある生徒の割合 = 15.4%

資料：生活と食事のアンケート(平成30年度)

② 規則正しい生活リズム

朝寝坊や夜更かしといった基本的な生活習慣の乱れは、学習意欲や体力・気力の低下の要因の一つとされています。

一方で、適度な運動、バランスのとれた食事、十分な休養・睡眠は、子どもの健やかな成長にのみならず、ストレスと上手に付き合うことが求められる現代において、こころの健康にも必要なものとされています。



資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

小学生の起床時間、就寝時間の割合に大きな変化はありませんでした。

一方で、中学生については、就寝時間、起床時間が早まり、生活のリズムの改善がみられました。

また、朝食を食べる子ども、食べない子どもの人数と割合を就寝・起床時間別に見ると、起床時間、就寝時間ともに時間が遅くなるにつれて、朝食を食べない子どもの割合が増加していることがわかります。



資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

【 課 題 】

家族形態やライフスタイルの多様化により、家族みんなで楽しく食事をし、食を学ぶ機会が減ってきています。食の楽しさや大切さを身に付ける最初の場であって生活の中心となる家庭において、孤食の解消を図り、食の大切さを学ぶ機会を設けるため、多様な暮らしに対応した望ましい食生活を支援する取組が必要です。

(2) 学校等における現状と課題

学校給食は、栄養バランスを考えた子どもの身体づくりを支える大切な食事であり、食を学ぶ身近な機会のひとつです。また子どもにとっては、学校生活における楽しみの一つであり、友達との大切な交流の時間でもあります。

しかし、項目別評価（項目4）でも示したグラフのとおり、給食を楽しみにしている児童・生徒が多い一方で、給食が好きになれないという意見も見られ、その理由の多くが、食材の好き嫌いに起因するものとなっています。

また、現在は、JA しおのやを通じて矢板市産農産物を学校給食へ定期的を使用することが可能となりましたが、品目や必要数量、品質といった条件面で、すべての調理場からの需要に見合った供給は行えていません。

【 課 題 】

成長期の子どもたちにとって、食事は健康の源です。一人ひとりが「食」の大切さを考え毎日の食事をとる事ができるよう、食に関する知識を深め、意識を高めるための取組が必要です。

また、地産地消の推進のためにも、給食に使用する矢板市産農産物の割合を増やしていくための対策が必要です。

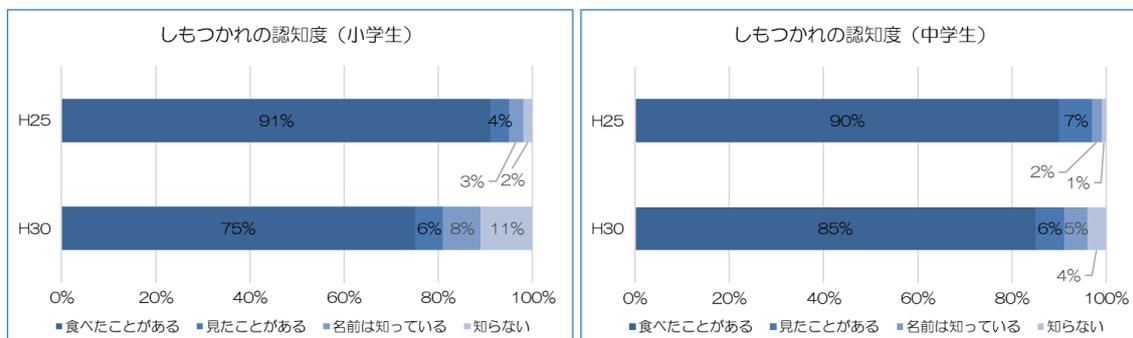
(3) 地域における現状と課題

① 地域に根差した食文化の継承

特産品や郷土料理は、私たちが住む地域の気候風土や伝統行事と深く結びついた優れた食文化です。

項目別評価（項目7）で示したように、小中学校ともに約8割の子どもが矢板市の特産品について正しい知識を持っている一方で、「かんぴょう」や「ら」といった栃木県内の特産物であって、矢板市の特産物ではないものが誤答として見受けられました。

また、栃木県で最も有名な郷土料理である「しもつかれ」についても小学校、中学校ともに認知度は高いことが伺えますが、実際に食べたことがあると答えた児童生徒の割合は減少しています。



資料：生活と食事のアンケート（平成25年度及び平成30年度）

② 環境にやさしい食生活の推進

社会の変化に伴い、私たちの食環境は、食べたいものがいつでもすぐに入ることができる便利で豊かなものとなりました。

食料が豊富にある生活の中で食への感謝の気持ちが薄れ、食べ残しや食品の廃棄が大量に行われています。

現在の日本では、まだ食べられるにも関わらず、廃棄されている食品（食品ロス）の年間量が、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量の2倍に相当するとされています。

【課題】

ライフスタイルの変化などにより、地域で育まれてきた伝統的な食文化に関する意識が希薄化し、その継承が困難になってきています。

また、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、市民一人ひとりが消費行動に対する意識を改める取組が必要です。

正しい知識を学ぶ機会を増やすため、地域の生産者、ボランティアなどの団体、外食や中食※を提供する飲食店や販売店などと連携した食育・地産地消の取組が必要です。

【用語の説明】

※ 中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく、うちしょく）」の中間にあって、市販の弁当や総菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持ち帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べること。または、これらの食品の総称。

第6章 基本理念・基本目標の設定

【1】基本理念

本市では、食育推進にあたっての基本理念を次のとおり定め、取組を進めていくこととします。

食を大切に作る豊かな心と、健やかな身体の育成

食は心と身体を支える基本です。市民一人ひとりが正しい食習慣を身につけ、生涯健康に過ごしていける矢板市を目指します。

【2】基本目標

基本理念をもとに以下の4項目を基本目標として設定し、これらを達成するための施策を展開します。

（1）食による市民の健康の増進

多様なライフスタイルを尊重しつつ、正しい食習慣を市民に周知するとともに、市民が健康を維持・増進していくための食環境の整備に取り組みます。

（2）教育を通じた食育の推進

学校、保育園等における教育を通じ食に対する理解を深めることで、子どもたちの心と身体を育みます。

（3）地域の食文化の継承と環境を意識した食育の推進

伝統的な行事や食文化を大切にし、地産地消を推進するとともに、環境に配慮した食生活に関する意識を高めます。

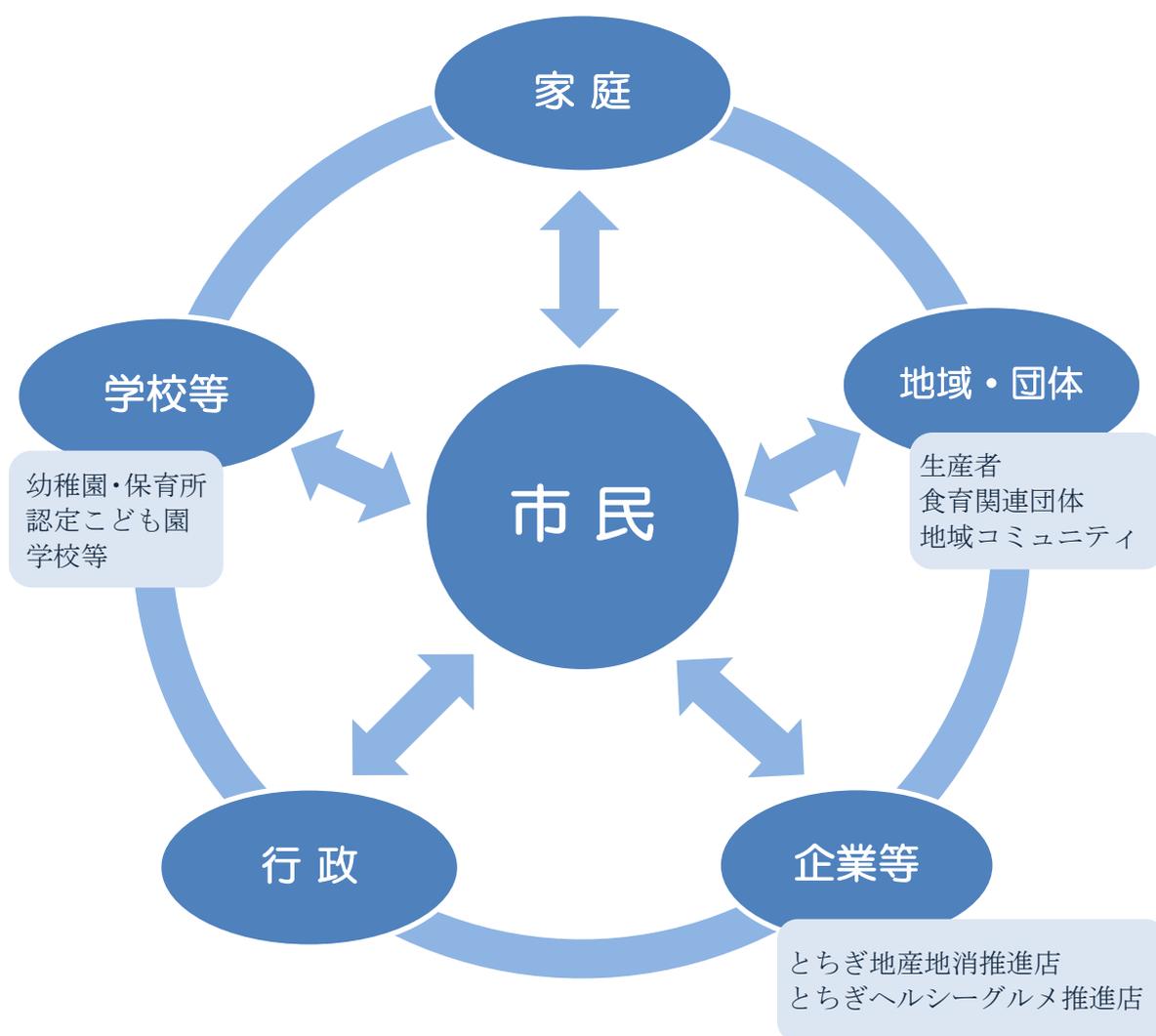
（4）「安心」「安全」な食の提供

市内で作られた農作物や加工品について、食品表示の徹底、放射性物質の測定継続を行うとともに、食の安心・安全に関する正しい情報を積極的に提供することで、市民の食の安心と安全を守ります。

【3】推進体制

食育は、市民自らが主体的に実践するだけでなく、家庭、教育機関、地域団体など様々な分野が連携して取り組むことが大切です。

各分野の関係者がその特性や能力を発揮し、互いに連携・協力しながら食育の取組を進めていきます。



第7章 施策の展開

本市の食の現状と課題を踏まえ、次の事項に取り組みます。

【1】家庭における食育の推進

食育の基本を学ぶ最も重要な場である家庭では、以下の施策を展開し食育を推進します。

(1) 家族で食卓を囲む機会の拡大

家庭における孤食を解消し、家族で食を楽しむ「共食[※]」の環境づくりを推進するため、市民に向けた啓発を図ります。

(2) 規則正しい食習慣の形成

「早寝早起き朝ごはん[※]」を実践するとともに、市民一人ひとりがバランスの良い食事について正しく理解し、自身の生活の中で取り入れられるよう継続的に情報発信を進めます。

また、食に関する分野で連携・協力することにより、生涯にわたり、心身の健康が維持できるよう、健全な食生活の実現を目指します。

【用語の説明】 -----

※ 共食

食事を一人で食べる（孤食）のではなく、家族や友人、職場や地域の人など、誰かと共に食事をする事

※ 早寝早起き朝ごはん

「朝食を毎日食べている子どもの方が、学力調査の平均正答率や体力合計点が高い傾向にある」とした調査結果に基づき、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズム向上を目的として平成18年度に文部科学省が提唱した国民運動。

【2】学校、保育園等における食育の推進

保健、家庭科といった授業や給食など、子どもたちの食に対する意識に関する重要な要素を持つ学校や保育園等において、子どもたちの健やかな心と身体を育むため、教育全体を通じた食育の推進を図ります。

(1) 食に関する指導の充実

各学校や保育園等が定める「食に関する指導の全体計画・年間計画」に基づいて、給食、授業、総合学習等を活用した食に関する指導を実施します。

給食の時間においては、「いただきます」「ごちそうさま」といった挨拶や食事のマナーなどを教育するとともに、集団での食事によるコミュニケーション力の向上を図ります。

(2) 給食への地場産食材の活用

子どもたちが矢板市の食文化や特産品、地産地消に対する理解を深める機会を増やすため、学校給食等において、地元の特産食材を使った郷土料理や行事食を積極的に取り入れる取組を支援します。

郷土料理や行事食

郷土料理とは、地方の特産品を用いたものや、地理的・歴史的条件により生まれたものなど、その地域独特の料理とされ、私たちの地域で代表的な料理として「しもつかれ」や「けんちん汁」などがあります。

行事食とは、正月、彼岸、端午の節句などの年中行事や、結婚式、法事、宮参り等で用いられてきた料理で、正月のお雑煮、彼岸のおはぎやぼたもち、お月見のだんご、冬至のかぼちゃの煮物など全国的に食されているものだけでなく、8月の釜のふたまんじゅうといった地域独自の行事食もあります。

(3) 家庭、地域との連携

給食だより等を通じて、食育に関する情報を家庭に発信し、保護者への意識啓発をします。

また市民と地域内の農業者、食品事業者との交流を推進し、生産から消費に至るまでの過程を学べるような環境づくりを行います。

【3】地域における食育の推進

地域ぐるみで行う食育の取組は、市民への意識啓発などにとっても有効です。

特産品を育てる生産者、地産地消に協賛する販売店や飲食店、伝統行事の継承や食育に取り組む団体等と連携・協働し、伝統的な食文化の継承に加え、環境にやさしい食生活の実現に向けた地域による食育を推進します。

(1) 地元生産者による「農×食」のPR

市内の農業者グループ等と連携し、道の駅を始めとした公共施設等を中心に地元食材とそれを用いた料理をPRすることで、地場産農産物の地産地消を推進します。

(2) 食に関する人材の育成と活動支援

市民に対し食育の情報を得る機会や体験できる機会を継続的に提供していくために、食育の推進にかかわるボランティアや生産者など食に関する担い手を育成し、その活動を支援します。



「道の駅やいた」では、新鮮で安心安全な地元農産物やそれを使った加工品等の販売を行っています。

(3) 外食・中食に関する環境の整備

「とちぎのヘルシーグルメ推進店※」「とちぎの地産地消推進店※」の登録拡大を推進し、消費者と直接接する地域の飲食店や総菜等販売店において、食育・地産地消に取り組む環境づくりを支援します。

(4) 環境にやさしい食生活の推進

大切な資源を無駄なく消費するため、食べ残しの削減や食材の適量購入、過度な鮮度志向の見直しなど、消費者が食品ロスに対する意識をより高め、消費行動を改善するような働きかけを行い、各家庭や飲食店などにおいて食品ロスを減らす取組を支援します。

食べきり15（いちご）運動

矢板市では、食べ残しによる食品ロスが多く発生する宴会などで、開始後・終了前の15分を自席で食事をおいしくいただく「食べきり15（いちご）タイム」とし、食品ロスの削減を推進しています。



15（いちご）タイムを活用し、料理をおいしく食べきりましょう！

（資料：栃木県）

【用語の説明】 -----

※ とちぎのヘルシーグルメ推進店

料理の野菜の量や栄養成分の表示や、健康に配慮したメニューを提供することにより、消費者が自分に合った食事を選択できるよう、健康的な食生活を応援する店

※ とちぎの地産地消推進店

県産農産物を使用した料理を提供している店舗や県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいる店

【4】安心・安全における食育の推進

穏やかな食生活をおくるためには、食の安心・安全は必ず守られていなければなりません。消費者の食品の安全性に対する不安を解消するため、食の安全性に関する情報を提供する取組を推進します。

(1) 食品表示等の適正化指導の継続

消費者にとって食品表示は、その商品や生産者を知るために非常に重要なものです。特に、多くの農業者の出品物が混在する直売所等においては、その重要性は更に高いものと言えるでしょう。故に、食品表示に必要な十分な内容が記載されるよう指導を行い、食育推進を後押しします。

(2) 放射性物質測定検査の実施継続

国の原子力災害対策本部が定めた検査計画等に基づき、県内の市町単位で実施されている農林水産物のモニタリング検査を継続し、「安全な農産物以外は出荷しない」方針のもと、販売目的に生産される農産物について安全性を確認します。

よく噛んで食べよう！

生活習慣の変化などもあり、現代において食事における噛む回数が、昔に比べて激減しているといわれています。

「噛むこと」は、子どものあごの発達や歯並びに大きく影響していることが知られているほか、近年では、「噛むこと」で脳が刺激され認知症の予防に繋がる、または症状が改善されたといった報告も多くなされています。

また、噛むことで肥満を防ぐという働きもあります。

よく噛んで食べると、食事が少量でも満腹のサインが脳に伝わりやすく食欲が抑えられることや、脳内物質の働きとして内臓脂肪の分解を促進することも知られており、二重のダイエット効果が期待できます。

食事は、よく噛んで、ゆっくり味わって食べましょう。

(3) 食の安全と消費者の信頼の確保

食品に関する情報があふれる中、食品の提供者には、安全な食品の確保と正確な情報の提供が、食品の消費者には、情報を活用し自らが食品を選択する力を身に付けることが求められています。

消費者に対し、食品を選ぶ一つの基準となる認証制度等について広く周知を図り、生産者には、GAP※、「とちぎの特別栽培農産物※（愛称：リンク・ティ）」、「とちぎのEマーク食品※（栃木県特別表示認証食品）」等その取組や認証取得に対する意識の啓発を図ります。



矢板のりんごジュースも
とちぎのEマーク食品です



【用語の説明】

※ GAP (Good Agricultural Practice：農業生産工程管理)

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

※ とちぎの特別栽培農産物（愛称：リンク・ティ）

節減対象農薬と化学肥料（窒素成分）の使用量を県慣行（通常に栽培する場合）の半以下に減らして栽培した農産物で、県の認証を受けた農産物。

※ とちぎのEマーク食品（栃木県特別表示認証食品）

県産農畜産物を原料に県内の食品加工業者がこだわりをもって加工した優れた食品（地域特産品）を対象に、県が定めた品質や表示についての基準に適合する食品。

第8章 計画の数値目標

アンケートの結果や展開した施策をもとに、2023年度までの数値目標を下記のとおり定めます。

数 値 目 標		平成30年度 (2018年度) 現状値	2023年度 目標値	
1	朝食又は夕食を家族と一緒に 食べる「共食」の回数	(小・朝)	29%	週11回以上
		(小・夕)	18%	
	※現状値は、朝食、夕食を一人で食 べることのある児童・生徒の割合	(中・朝)	51%	
		(中・夕)	23%	
2	朝食を毎日食べている割合	(小学生)	83%	90%
		(中学生)	85%	90%
3	給食を楽しみにしている割合	(小学生)	46%	50%
		(中学生)	26%	30%
4	学校給食における地場産物活用割合(※)	46%	50%以上	
5	矢板市の特産品・郷土料理の 認知度	(小学生)	79%	80%
		(中学生)	76%	
6	「とちぎの地産地消推進店」及び「とちぎ のヘルシーグルメ推進店」の登録件数	4件	8件	

※) 学校給食における地場産物活用割合は、栃木県教育委員会の実施する「栃木県の学校給食関係諸調査」に基づくもの

第9章 参考資料

食育基本法〔平成十七年六月十七日法律第六十三号〕

発令 　　：平成十七年六月十七日号外法律第六十三号

最終改正：平成二十七年九月十一日号外法律第六十六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく

適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の

理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

（市町村食育推進計画）

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関

する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施

策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推

進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二七年九月一一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

編集・発行 / 矢板市 経済建設部 農林課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-6210

FAX 0287-44-3324